

食品企業生産性向上フォーラム 設置要領

制定 令和7年6月10日

第1章 食品企業生産性向上フォーラム

(名称)

第1条 このフォーラムは、食品企業生産性向上フォーラム（以下「フォーラム」という。）という。

(目的)

第2条 フォーラムは、持続的な食料システムの確立に向けて、食品業界を取り巻く多様な関係者との連携の下、省人化・省力化に向け、食品製造業の自動化設備・施設の導入、機械化、DX、食品製造現場における生産技術人材の育成、企業間のネットワーク構築、スタートアップ企業との連携等の取組を通じて、食品企業の実産性向上を推進することを目的とする。

(フォーラムの活動内容)

第3条 フォーラムは、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる内容を実施する。

- (1) 食品企業の実産性向上に資する関係機関・関連産業との連携推進に関する活動
- (2) 食品企業の実産性向上に資する普及啓発に関する活動
- (3) 食品企業の実産性向上に資する調査研究・人材育成に関する活動
- (4) その他事務局が必要と認める活動

2 産学官連携の下、関係者間で協調して課題解決を図り、会員相互の成長及び食品業界の発展を促進する。

第2章 会員

(会員)

第4条 フォーラムは、食品企業、機械メーカー、研究機関、関係機関等（以下「会員」という。）であって、以下の各号に該当する者で構成する。

- (1) 第2条に定める目的に賛同し、第3条に定める活動に協力すること。
- (2) 政治団体、宗教団体、反社会勢力に該当しないこと及び反社会勢力とかかわりを持たないこと。

(入会)

第5条 フォーラムの会員として入会しようとする者は、事務局の指定する方法で申し込むことにより入会することができる。

(退会)

第6条 会員は、フォーラムに届け出ることにより、任意に退会することができる。

2 退会の届出は、以下の事項を届け出るものとする。

(1) 退会しようとする者の氏名

(2) 退会の理由

(3) 届出の年月日

(会費)

第7条 会員の会費は無料とする。

(会員の権利及び義務)

第8条 会員は、活動に参加する権利を有する。

第9条 会員は次に定める義務を負う。

本規約その他本フォーラムの運営に関わる諸規程等を遵守する。

(会員の取消)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、事務局の判断により当該会員を除名することができる。

(1) 本会則その他の規則に違反したとき。

(2) フォーラムの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他の会員を取消にすべき正当な事由があるとき。

第3章 作業部会

(作業部会の設置)

第11条 特定のテーマに関する議論を行う場として、作業部会（以下「WT」という。）を、事務局の了解のもと会員の発意によりフォーラムに設置することができる。

(作業部会の設置に係る手続き及び活動報告)

第12条 WTを設置しようとする者（以下「WT責任者」という。）は、WTで取り扱う内容について、WT提案様式に必要事項を記載し、会員に対し、作業部会に参加する者（以下「WTメンバー」という。）の公募を行い、WTメンバーを決定する。

2 WT責任者は、WTにおける情報の取り扱いその他WTの運営に必要な事項を定める。

3 WT責任者は、WTの活動状況について事務局に報告を行うものとする。

第4章 事務局

(事務局)

第13条 フォーラムの事務局は、会員の協力を得て、農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課及び同省から委託を受けた者が行う。

第5章 雑則

（フォーラムの活動における情報の取扱い）

第14条 会員の利益を守る観点から、交流・連携の場において秘密情報を扱う場合には、関係する法令を遵守し、適切に情報管理を行うこととする。

（設置要領の改定）

第15条 本規約は、フォーラムの事務局により、必要に応じて、事前の通知なく改定される場合がある。

（その他）

第16条 本要領に定めるもののほか、フォーラムの運営に関し必要な事項は、事務局で決定する。